

令和6年6月3日（月）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 隅内 和男 | 第2番 松本 信明 |
| 第3番 鶴見 典明 | 第4番 田崎 幸夫 |
| 第5番 上村 康幸 | 第6番 篠塚 啓一 |
| 第7番 志鳥 勝則 | 第8番 海老原友子 |
| 第9番 勝山 修輔 | 第10番 津野田重一 |
| 第11番 田村 稔 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 小川 公威 | 第14番 稲川 洋 |

2. 出席議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 隅内 和男 | 第2番 松本 信明 |
| 第3番 鶴見 典明 | 第4番 田崎 幸夫 |
| 第5番 上村 康幸 | 第6番 篠塚 啓一 |
| 第7番 志鳥 勝則 | 第8番 海老原友子 |
| 第9番 勝山 修輔 | 第10番 津野田重一 |
| 第11番 田村 稔 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 小川 公威 | 第14番 稲川 洋 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|----------------|-------|------------|-------|
| 町 長 | 星野 光利 | 副 町 長 | 和田 裕二 |
| 教 育 長 | 氷室 清 | 総務課長 | 星野 和弘 |
| 企画課長 | 柴 光治 | 税務課長 | 信夫 一行 |
| 住民課長 | 高橋 文枝 | 地域生活課長 | 沢邊 孝 |
| 健康福祉課長 | 海老原昌幸 | 子ども家庭課長 | 浜野 知子 |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 松本 勝彦 | 商工課長 | 保坂 武志 |
| 都市建設課長 | 神永 理 | 建築課長 | 星野 敏克 |
| 上下水道課長 | 猪瀬 保夫 | 会計管理者兼会計課長 | 日野 妙子 |
| 教育総務課長 | 佐藤 史久 | 生涯学習課長 | 深谷 昇 |
| デジタル推進室長 | 田仲 進壽 | | |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立ください。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

それでは、日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

なお、室温が上昇しているため、上着の脱衣を許可します。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、この一般質問においては、御承知のことと思いますが、町行政に関することのみ質疑応答となります。その上で、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願い申し上げます。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔に明瞭な答弁を求めます。

順序に従い、5番・上村康幸君の発言を許します。上村康幸君。

(5番 上村康幸君 登壇)

○5番【上村康幸君】 では、通告順序に従いまして、私からの一般質問を始めさせていただきます。

今回の議会において、私は三つの一般質問を予定しております。第1に、廃食用油のリサイクル、第2に、磯川緑地公園の維持管理のための生物多様性地域戦略、3点目に、マチイロの活用についての3点です。

では、順次質問を行います。

まず第1点目、廃食用油のリサイクルについて。ゼロカーボンシティに向けての具体的な取組みの一つとして、廃食用油のリサイクルを行う考えはあるのかということ。廃食用油の処理については、多くの家庭では何かに吸わせたり、凝固剤を使って燃えるごみとして出しているのではと思います。また、もしも下水に流されてしまいますと、河川の水質悪化の原因となり、また下水処理施設の機能低下等も引き起こします。これをリサイクルして活用することは、今までごみとされていたものの減量化、資源化になり、更には焼却処理施設、下水処理施設の負荷軽減ともなります。環境保全、地球温暖化対策につながるこの取組みを始める 때가来たのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

家庭で使用済みの食用油(廃食用油)は、飼料や塗料、軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料等にリサイクルすることができますが、これまでは固めたり紙に吸わせるなど、燃やせるごみとして処理

しておりました。廃食用油をリサイクルすることで焼却するごみの量を減らすことにもつながることから、ゼロカーボンシティの実現に向け、今年度策定予定の地球温暖化対策実行計画の中に廃食用油のリサイクルについて盛り込む予定としており、実施内容について現在検討を進めているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 5番、上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 では、ちょっと幾つか質問させていただきたいんですけど、今ちょっと町の現状ということを知りたいのですが、町の給食センターあるいは農産物加工所といったところから廃食用油というものは出ているのでしょうか。その処理というのは今どうされているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の給食センターのことについてお答えいたします。

給食センターで出ている廃食用油については、リサイクルとして引き取っていただいているような状況です。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

改善センターにつきましては、基本的に団体や利用者の方で使っているものですから、そこから出たものにつきましては利用者の方で処理しているものと認識してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 現状分かりました。ありがとうございます。

この廃食用油のリサイクル、これから取り組んでいただけるという回答でしたが、町民の理解や協力が必要かと思えます。それで、一つの方法として、今町では資源の再利用運動ということで、登録した団体に報奨金が支払われています。段ボールとか新聞紙ですとか瓶ですね、これには補助金支払われていますが、もしこういう取組みの中にこの廃食用油を取り入れていただければ、より一層回収が進むのではないかと思うんですけど、このような考え方はありますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 廃食用油の回収につきましては、回収方法といたしまして、拠点での回収、小型家電等と同様に回収する拠点での回収や、ステーションでの回収、また団体での回収、スーパー等での回収など様々な回収方法が考えられます。そういった回収方法も含めまして今後検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今、廃食用油というのは、今までは石鹼とかそういうようなものだったんですけど、バイオディーゼル燃料ですとか持続可能な航空燃料ですね、そういったものにも活用されていくということで、非常に今取組みが進んでおりますし、需要が伸びております。今、経済団体や企業や自治体の方でフライ・トゥー・フライ・プロジェクト、揚げ油で空へという取組みが始まっています。

これの中の取組みは、やはり学校現場で環境教育やSDGsにつながる教育、また理科教育にもなりますので、取り入れていくという試みが行われているんですが、また学校現場でリサイクルとか回収活動もできるかと思うんですけど、どうでしょう、教育現場での廃食用油のリサイクルについて何か取り組まれるような予定はありますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 廃食用油に限定したことはありませんが、環境に関する学習は小中学校の家庭科、理科の中でも十分行われております。そういったものを探りながら、今議員がおっしゃられた廃食用油が含まれるのかどうか、その辺りもちょっと私、細かいところまでちょっと調べておりませんので、教科書を見ながらどのようなことができていくのかというふうなことをちょっと後で再認識させていただきまして、報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 本町でもこれから取り組んでいただけるということで、町民も今、宇都宮市ではスーパーで回収拠点がありますし、クリーンパーク茂原でも集めていますので、町民もかなり理解が進んでいることと思います。

また、今、来年の大阪万博に向けて、EXPOグリーンチャレンジということで廃食用油をスマートフォンアプリでポイントに換えて景品がもらえるというのを関西圏の自治体では今始まっております。こういう形で廃食用油、今時代に非常に必要なものですので、ぜひ早めにこの取組みを進んでいただければと思います。

では、2点目の質問に移らせていただきます。

まず2点目として、磯川緑地公園の維持管理のための生物多様性地域戦略についてということで質問させていただきます。

ウォーカブル事業として上三川ウォーキングマップが作成され、その中で中心市街地に隣接する磯川緑地公園もウォーキングコースとして紹介されています。多くの人が利用する公園を目指していることと思いますが、現状はどうでしょうか。今、老成木が多くなって毎年何本もの倒木があり、そうしたところは雑草が占める原っぱのような形になってしまっています。景観が大きく変わってきています。川も随分川幅が広がりました。流れも変わってきています。木々や木道の根元まで土地が削られて根元が現れています。そうしたことによって木道の基礎が崩され、吊り橋近くの木道の周回路は今使えない状態になっています。

これからも魅力ある磯川緑地公園を維持し、ここにある生物多様性を守っていくために、地域の社会経済活動の基盤となる地域の自然を持続可能な形で上手に生かしていく計画である生物多様性地域戦略を定めてはいかがかと思いますが、町の考えを伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

磯川緑地公園は、市街地のそばにありながら林間のような静寂があふれ、多種多様な動植物を観察できる公園となっております。園内には約1.4キロメートルにわたって遊歩道が整備され、多くの方々

に自然を感じながら散策を楽しんでいただいております。また、5月中旬には関係団体の皆様や地元中学生が丁寧に育てた蛍の飛び交う姿を目にすることができる貴重なスポットとなっております。これらの環境を保全するため、定期的に園内清掃や遊歩道の修繕等を実施し、更に、県の企業等による森づくり推進事業により協定を締結した企業が下草刈り、枝拾い等を行っております。

生物多様性地域戦略につきましては、現在のところ策定の予定はございませんが、豊かな自然、生物の多様性を存続させ、次世代に引き継ぐため、今後とも関係機関と連携し、適切な管理保全に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 磯川緑地公園の木道なんですけれど、今まで何回も大きな修繕が行われ、また今吊り橋も昨年ですか、床板の補修等も行われていますけれど、その根本的な原因考えてみますと、水の中を見るとよく分かると思うんですが、アメリカザリガニの巣穴が大変開いているんですよ。そのところにザリガニが食べたり切ったりしてしまうものですから、岸辺の水草も生えない、それによってどンドンどンドン川が削られて広がっていく、そういうような状態になっていますが、それでとても生物多様性とは言えない状況なんです。ですので、こうした根本原因を何か直していかなければ、いつまでたっても補修が続いてしまうというようなことになるんですけれど、そういうような多様性を守る、また環境を守るというような何か取組み、考え方はあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

木道の修繕ですとか維持管理の計画につきましては、今年度、公園南側に設置されておりますふれあい橋、こちらの橋の損傷箇所等の有無を確認するために定期点検業務を実施する予定です。木道につきましては、毎年50本から60本程度、損傷が激しい箇所の修繕を実施しているところです。議員おっしゃるように、根本的な解決につきましては、ちょっと現在のところ計画等はないんですが、今後調査研究の方を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 磯川緑地公園、できてからも随分たっていると思うんですけれど、それに合わせて木も非常に古くなっています。それによって毎年のように倒木もあるんですね。ですので、台風ときは多分立入り規制ということで危険はそれほどないと思うんですけれど、そういう危険性もありますし、また、倒木があって、そこがもう広がってしまったところ、そこに次の世代の木が育っていないということですね、草っ原になってしまっている。恐らくは、これは電動草刈り機か何かで全部刈ってしまった、若い木まで刈ってしまったのかとも思われるんですけれど、やはりこれからの磯川緑地公園の魅力を維持していくためには、やはり少し、本当に今昔に比べたら木がなくなって明るい公園になりました、これからの森づくりもしていかなければいけないと思うんですけれど、それはどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在は、まずは施設の修繕等を優先的に実施していきたいと考えておまして、樹木や河川につきましては現段階で新たな木を植えたりですとかそういった計画はないんですが、今後の状況を注視してそういったことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今この磯川緑地公園、ウォーキングマップも整備されてこれから多くの人に利用していただきたいということだと思んですけど、今高齢化社会を迎えておりますし、またいろいろな社会で事件が起きています。この中で、今約1.4キロの南北の入口の公園ですけれど、あれですね、もし何かあったときの緊急車両の進入路、南北だけではなくてどこか途中で入れるような、そういうような進入路を整備するという考え方はないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、現在は南北入口をメインにしておりますが、ちょっと現地を確認させていただいたんですが、認定外道路が何本かございまして、そこから緊急車両進入路としてこれを使えることができるかどうかということについて今後調査させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 あと、今、蛍のシーズンで、ヒゲ沼に蛍を見に来る方もいるんですが、木道も非常にいいんですが、ウォーキングコースなんですけれど、ぜひ車椅子の方も蛍を見に来れるように木道を広げるなり、途中に入るような何か道を作るなり、そういうあれですか、バリアフリーというか、そういうような誰でも使えるような、車椅子でも入れるような、一部地域でもいいですから、そういうような考え方はありませんか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほどの緊急車両の入口、認定外道路なんですけれど、そこからその蛍に行ける道が、それを使えるかどうかというのを改めて検討したいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 磯川緑地公園、非常に魅力ある公園だと思うんですけど、今ちょっと寂しいなと思うのは、歩くだけで、そこから何かを学ぶ、考えるということをちょっとできればいいなと思うんですね。解説板、今QRコード発達していますので、こういうものを読み取って、磯川公園、今は夏だけれど冬はどうなるかとか、そういうような学びの場となるような解説板の設置というのは考えていないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在のところ、そのような具体的な計画というのはいませんが、今後本町の魅力の発信の場としての利用、こういったことを関係課と連携しまして調査研究していきたいと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 先ほどからも質問していますが、川幅が広がったりあるいは倒木があつたりしているんですけど、隣接する工場との境界フェンスも川幅が広がることによって根元が崩されて倒されている状況ですね。また、倒木が工場の中に倒れ込んだりすることもあるかと思えます。そういうことで、地域全体の自然を保全していく、維持していくために、やはりこういう計画が必要だと思えますし、また工場とそうした保全をどうしていくか、また費用をどちらが負担するか、そういうことというのは何か取組みはされているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃりますように、工場との境界のフェンスが崩れているのはちょっと認識はしておるんですが、具体的にではそれをどちらがどうするかですとか、そういったことは今現在行っておりませんので、今後工場の方と協議調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。

非常に魅力的でこれからの可能性を秘めた公園ですので、ぜひこれからも多くの町民の方が来ていただけるような公園にしていだければと思えます。

では、続きまして、3点目の質問に移ります。

自治体アプリ「マチイロ」の活用についてということです。全国今約1000の自治体で導入、活用されているというスマートフォン自治体広報アプリ「マチイロ」を今後どう町民に周知し活用していくのかを伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

県内あるいは全国の広報紙を掲載するサービスとして、町ではマチイロのほか、TOCHIGI e BOOKS、マイ広報紙と計三つのサービスと協定を結んでおり、いずれのサービスも無償で利用できることから、本町にお住まいでない町外の方が本町を知るきっかけとなることを期待して平成29、30年度に導入したものでございます。

一方で、町の広報紙は、紙面による配布のほか、町民の皆様がより便利に情報を収集できるよう、広報紙と併せて配布したものの一覧を町ホームページへ掲載していることから、町民の皆様へは町ホームページを御覧いただくよう周知を行っているところでございます。

そのため、マチイロ等のサービスを町民の皆様へ積極的に周知する考えは現在のところはございませんが、有効な活用方法につきましては今後も検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 他の自治体はこのマチイロをその自治体のホームページで町民、市民の方にぜひ活用してくださいということで周知をしているんですが、本町ではちょっとそういう考えはないということなんですね。

何ですか、この活用の仕方、非常に可能性を秘めていると思うんです。今一応運用しているんですけど、そのことについてちょっと伺います。町民の負担はないというんですけれども、マチイロの運営方法というか、運営会社とはどのような契約で、町が何か負担することはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 基本的に無料でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 私もこのマチイロを使っているんですけど、今年の6月広報ですね、5月31日に町のホームページ更新されまして、マチイロも同日に6月号に更新されました。こうしたマチイロの町として運用方針、いつ誰がその更新をして、またそのチェックを誰がしているのか、そういう町としてマチイロの運用方針というのは決まっているんですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 特段決まっているものはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ぜひちゃんとした運用方針というのを決めていただければなと思うんですけども。

あと、ちょっとこれを活用していくという観点から、契約がどういうふうになっていますかというのがあるんですけど、運営会社から上三川町の広報をアプリ上で登録している人数ですとか、あるいは一定期間ごとに上三川町の広報を閲覧している数ですとか、そういう情報というのは運営会社から得ることはできますか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 アプリの登録件数などについては把握してございませんが、町の人がどれだけ見ているかということも町としては把握はしていない状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ちょっと残念な回答だと思います。ぜひこれ、活用していければ物すごい可能性があると思うんですね。

それで、これ、マチイロって、上三川町の町民だけでなく町民以外でも全国で読めるということですよ、町の広報自体もそうしたことを全国発信できるということを意識して町の広報づくりをするということが今後求められるのではないかと思います。それには個人情報の扱いにはより配慮が求められるようになりますし、また文章表現にも細心の注意が必要になってくるかと思います。

しかし、こうした負担増、負の側面だけではなくて、マチイロは町民への情報伝達手段ではなくて、全国に向けてふるさと納税、定住促進、企業誘致などのツールとして活用できる使用性、また可能性を秘めているのではないかと思います。また、毎月毎月の町の広報の作成は担当者にとっては大変な仕事だと思います。そうした中で、我が町の広報がこうして全国に発信され、読まれ、評価をされることになれば、担当者のやりがいも増してくるのではないのでしょうか。また、更には、日本一の上三川町広報に向けて研さんの機会ともなろうかと思えます。そういう面でマチイロの活用というのは無限だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 以前は広報などにQRコードを掲載した時期もございました。営利企業、広告で収益を上げている会社のページでございますので、そこに町が積極的にPRしていくというのはどうかということで広報に掲載することをやめたという経過はございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 上三川町の判断基準なんですけれど、他の町では物すごく積極的にこのマチイロを進めているんですね。ですので、どうして上三川町だけがそうやって、もっとこうやっっているいろいろな活用手段を取らないのか、他の町の判断基準というのはどのようなものか、分かる範囲で教えていただけませんか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 市町村それぞれいろんな考え方に基づいてそういった行動を取っているということではと思っておるところでございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。

では、このマチイロ、ぜひこれからも活用していただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

これをもちまして、今回の私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時43分 再開

○議長【稲川 洋君】 若干早いんですが、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 5番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・篠塚啓一君の発言を許します。6番、篠塚啓一君。

(6番 篠塚啓一君 登壇)

○6番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回は、大きく4点について質問したいと思います。

まず、第1点目として、前回の3月の議会でも先輩議員が質問しておりましたが、所有者が町それから民間と異なってはおりますが、生沼家住宅も以前は店舗だったというくくりで考えると、町には多くの空き家、空き店舗があると思いますが、それぞれの具体的な利活用、そういったものがいつ頃決まるのか、お答えください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

生沼家住宅については、昨年11月に開催された令和5年度官民連携事業の推進のためのプラットフォーム、令和5年度第2回サウンディングで、生沼家住宅活用事業と題して民間事業者に対し対話の参加をお願いいたしました。残念ながら、具体的な事業提案はなかったものの、使いながら考えていくことができることが強みであるとの意見を受け、生沼家住宅を希望者が気軽に使えるよう、また実際に使ってみて生沼家住宅の良さを多くの方に認知いただく取組みを進めるための制度設計を進めているところであり、こうした取組みの結果を踏まえて具体的な利活用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、生沼家住宅周辺の空き家・空き店舗の利活用については、上三川町空き店舗等利活用促進事業、上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金を制度化し、活用について周知しているところでございますが、私有財産である空き家・空き店舗の個別の活用方法・時期については把握をしておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 御答弁ありがとうございました。

再質問に入りたいと思いますが、今回はちょっと以前から気になっていたことがあるので、そのようなことも含めてお尋ねしたいと思います。ここで議長にお願いがありまして、執行部の皆さんも、それから議員の皆さんもタブレットなりパソコンを持っているので、あるキーワードを検索してもらいたいんですけど、可能ですか。

○議長【稲川 洋君】 はい、結構です。

○6番【篠塚啓一君】 今、許可を得たので、それでは皆さんに、上三川町、生沼家住宅、サテライトオフィスというふうに入れて検索をしてもらいたいんですよ。上三川町、生沼家、生沼家住宅入れなくても大丈夫なので生沼家、サテライトオフィス。多分、一番上か二番目ぐらいに国登録有形文化財生沼家住宅、上三川町サテライトオフィスというふうに出ていると思うんですけど、それをちょっとタップなりクリックしてもらおうと、多分こういった形で何もないページが出てくると思うんですけど、国登録有形文化財生沼家住宅というだけで、まず、これのことについて、何で何もないのかというのをちょっと聞いてみたいんですけど、お答えいただけますか。

○議長【稲川 洋君】 上村議員に申し上げます。みだりに自席を離れないでください。

答弁者はどなたになるでしょうか。総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今ですね、議員に言われました画面見ますと、真っ白になってございます。もともと、このサテライトオフィスという案がですね、どちらのほうで入れたかというのがちょっと今私どもでも、今この場に
いる者で分からないものですから、ちょっとその辺を確認しないとこれ以上のお答えができないという
ところでございます。

以上です。

- 議長【稲川 洋君】 篠塚議員にちょっとお尋ねしたいんですが、暫時休憩して、答弁を求めて……。
○6番【篠塚啓一君】 可能であれば。
-

- 議長【稲川 洋君】 では、ここで暫時休憩しますので、ちょっと確認だけお願いします。

午前10時53分 休憩

午前10時59分 再開

- 議長【稲川 洋君】 では、休憩前に復しまして会議を再開いたします。
-

- 議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

- 生涯学習課長【深谷 昇君】 先ほどの篠塚議員の御質問にお答えいたします。

こちらのページはですね、コロナが始まりまして、コロナ対策交付金事業の中でですね、この生沼家
住宅の活用ということそのプログラムに取り入れるということで、その一つとしてサテライトオフィ
スとしての活用はどうかということを検討した中で、その事業としまして、耐震並びに活用施策の
ですね、検討委託というのを、事業をその交付金を活用して実施したところでございます。ちょっとこの
ホームページがどういう経緯でですね、作られたか、この空白のページができていくかというところ
までは、ちょっと正直ですね、分からないところでございます。

以上でございます。

- 議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

- 6番【篠塚啓一君】 後で分かるようにしてもらいたいですけれど。

一つページを戻ってもらって、さっきの検査結果のところに戻ってもらって、その一つ下、何だっけ
な、おためしサテライトオフィスというのは、上三川町おためしサテライトオフィスかな、というのが
検索結果にあると思うんですけど、そこを今度タップしてもらくと、多分こういったページが表示され
ると思うんですよ。すごくよくできている。サテライトオフィス、上三川町につくってみてはどう
ですか、タイトルは、「生活の安心と利便性をあわせ持つまちで、成果を上げる働き方。」、「あなたの
会社や社員はこんなお悩みをお持ちではないでしょうか?」といったような、サテライトオフィスを上
三川町につくりませんかというような、こういったページもあるかと思うんですけど。

ちなみに、こういったところはずっと下へ行ってもらって、「サテライトオフィス・移住に関するご
相談」ということで、「詳しい情報など、お気軽にご相談ください。」、当然書いてあるわけで、そう
すると、では生沼家住宅含めて紹介できるような物件というか問合せがあったときに何か対応できる
ものというのがあるのかどうなのかというのをまず聞かせてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 サテライトオフィスということでございますので、そういった物件はないということで把握しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今はっきりと、「ない」というふうにお答えいただいたので、そうすると、何のためのこのページというか、これの意義というのを教えてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 サテライトオフィスということだけではなくて、都会、東京圏から上三川町に来ていただくということで、令和4年度、令和5年度で1人ずつ、1人ずつの方が来ていただいているという現状もございますので、ホームページ上はこちらがあるということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今最初の答弁だと、紹介できるような物件はないということで、このページを見てというわけじゃ、多分移住されてきたというのは違うんじゃないかなと思うんですけど、どういうふうにお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 議員の御指摘の件につきましては、ちゃんと修正できれば修正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ちなみに、このページを作ったのは町の職員さんなのか、それとも外注に頼んで作ったのか。もし仮に外注さんであれば、どれぐらいの費用がかかっているのかというのを教えてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 こちらのホームページにつきましては、他の市町もこういった形でやっているかと存じ上げているところございまして、費用については今把握はしておりません。今分かりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長、どういう形で作ったのかという答弁になっていないんですけど。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 導入の経過については、これ詳細には分からないんですが、他の町でもあいった感じでホームページがあるということでは把握しております。

以上です。

サテライトオフィスを、物件を持ちまして、そこに東京圏から来ていただくということだと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 よろしいですか。篠塚議員の質問は、職員が作ったのか、それとも外部に委託して費用をかけて作ったのかということも質問にあったかと思うんですが、その辺のところをちょっと明らかにしてみてください。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 こちらのサイトにつきましては、県からの話を受けて、交付金を活用して作ったものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 交付金を活用ということなんですけれど、交付金を活用であれ何であれ、何かしらの効果というのは見極めているんですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 ホームページのアクセス件数などで評価というか確認はしているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうしましたら、アクセス件数とか教えてもらいたいんですけれど、それとあわせて、これに関しての問合せというのはあったんですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 アクセス件数についてはちょっと今手持ちにないものですから。ある程度
の問合せ等は年間に何回かは受けているという状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今問合せがありましたっておっしゃいましたよね。申し訳ないんですけど、では物件ないのにどうやって答えているんですか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 サテライトオフィスに限っては物件はないということでございますが、トータル的な移住ということでの問合せ等は受けております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今ちょっと聞きたいのは、このページのタイトルも「上三川町おためしサテライトオフィス」ってなっているんですよ。それに関して問合せがあったときにどういう答えをしているのかというのを聞きたいんですけど。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 言っていることが間違っているかもしれないですけども、問合せがあった際には民間の不動産会社なんかを案内するというようなことでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ちょっと何か答弁が難しそうなので。

そうしますと、生沼家住宅もサテライトオフィスと考えていたというふうにこの二つから考えるのは

すごく当たり前のことだと思うんですね。その中で、当然、では活用というのを考えたときに、オフィスとして成り立つような設備というか、Wi-Fiを整えるとか、それから机や椅子なんかを置くという、什器類をそろえるとか、そういったものを実際に行ったのかどうなのかということをお答えしてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の篠塚議員の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、サテライトオフィスというのは確かに検討の一つとして挙がりました。しかし、その什器の整備、そういうものまでには至っていない。他の目的もですね、活用方法につきましても総合的に判断する必要があるということで、そのサテライトオフィス単体での活用とまでは最終的には至らなかったというような形で、什器整備までには至っていないというような形になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 これ以上時間をかけちゃうとあれなので、まず一つお願いしたいのが、町のホームページ上にある国登録有形、一番最初に見てもらったページ、何もないページ、もし何も、これ以上何も入れる気がないのであれば削除したほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、このおためしサテライトオフィス、先ほどお話があったように改修というか直すというのもし検討してもらえらるであれば検討してもらいたいですし、これ、一番下見てもらおうと、最後に「2021 Kaminokawa Town」と書いてあるので、2021年にこのページというのは作られたんじゃないかなというのが分かるんですよ。それと、あと右側見てもらおうと、免責事項とか書いてあると思うので、後でそこをクリックしてもらって、町の免責事項とかのページに行くので、執行部の方は皆さんよく中を見てもらいたいと思います。情報の正確性とかそういったものがうたわれています。これ、正直情報が正確だとは僕は思えないです。そういったものも含めて、よく、お金もかけているんで、こちらのおためしサテライトオフィスのページに関しては、交付金であれ何であれ、そういったところも含めて見直してもらいたいなと思います。

では、次に、2番目の質問に入ります。キャッシュレス決済についてということで、現在、町税等の納付に関しては納付書に印刷されているバーコードやeL-QRコード、どちらを利用しても、キャッシュレス、金融機関とか役場会計課の窓口や、あとコンビニエンスストアへ出向かなくても支払いができることは存じ上げておりますが、役場窓口、例えば住民課とか税務課、それから生涯学習課など、証明書の発行の手数料であったり貸し館の手数料、そういったものをキャッシュレス決済でできるようにといった導入を考えているのかお尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町が徴収する税や料金等を窓口で納付する場合、現在は現金でお支払いいただいております。一方で、水道料金、下水道使用料及び税金につきましては、スマートフォンを用いたアプリケーションによる納付が可能となっております。更に、税金につきましては、昨年度より地方税統一QRコードを納付書

に印字したことにより、地方税お支払いサイトでクレジットカードでも納付が可能となっております。

今後は、上三川町DX推進計画に基づき、町民サービスの利便性向上のため、役場窓口でもキャッシュレス決済を利用できるよう、対象とする公金の種類や決済の方法、導入時期などについて調査研究を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 導入には前向きに考えていただけるということかなと思うんですけど、PayPayとかauPAY等々、たくさんバーコード決済であったりとかそういったものがあるかなと思うんですけど、導入に当たって町としては直接そういった決済業者さんと契約をすることを考えているのか、それとも間に代理店というか代行業者さんを入れて契約をすとか、そういったものって何か調査とか研究とかされていますか。

○議長【稲川 洋君】 会計課長。

○会計課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えさせていただきます。

現段階では、進めているところですね、先ほど議員おっしゃったとおり、施設のほうの貸出しにつきましては今検討をしているところでして、生涯学習センターとか子育て部門の利用料とか、そういったことにキャッシュレスのほうを進めていくということで今調整を進めているところでございます。

また、窓口につきましても、他市町ですとね、コード決済であるとかクレジットカードであるとかそういったものを使用されて証明書等の交付をされているところが出てきているということも存じ上げておまして、具体的にですね、まだ、どこの窓口にどういった決済方法を導入していったほうがいいのかというところをまだ調整している段階ですので、今後ですね、コード決済がいいのか、それともクレジットカードがいいのかということも、他市町の導入状況のほうをですね、見極めながら、費用等もですね、利便性とかも考慮しながら、単体で何とかペイさんに結ぶのか、それとも統一した窓口があって、その代理の決済のところから使えるクレジットカードとかコード決済とかをまとめて使えるようにするのかとか、そういったこともこれから検討してまいりたいと思っております。各課ですとね、担当と協議しまして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今他市町というお話もあったので、例えば鹿沼市さん、新たに窓口の決済、税証明書とかそういったものをバーコード決済とかQRコードかauPAYなんかを入れて、今窓口では6種類、d払い、auPAY、PayPay、それからJ-CoinPayにAlipay、WeChatPayという6種類だそうで、ここでその手数料の数字を言っちゃっていいのかどうかちょっとあれなので、そうですね、PayPayだけ直接だそうです。残り五つに関しては代行の業者さんを通してということみたいなんですけれど、あとは、何というんだろうな、その業者のほうから、決済業者のほうから鹿沼市のほうに振り込まれる振り込みの手数料に関しては特にお伝えして問題ないかと思うので、締め日があって振り込み日が決まっているそうなんですけれど、ある一定額を下回ったときには翌月回しになるそうです。だから、ちょっと幾らで設定したのか分からないですけど、例えば末締め

で10万円未満だった場合には翌月に回すとか、そういった形になっているみたいで、その場合には翌月に回して、設定した額を上回れば手数料は業者さん持ちだそうです。だけど、下回っていて、でも鹿沼市さんのほうでいいから振り込んでくださいという話をした場合には、鹿沼市さんのほうで負担しているそうです。だから、本当にいろいろそういった契約形態というのはあるみたいで、ついでに宇都宮市、宇都宮市は全部で18種類決済の方法があつて、電子マネーが7種類、それからQRコード決済が8種類、クレジットカードが3種類、決済の手数料はまちまちです。幅があります。振り込み手数料は宇都宮市さんが負担しているそうです。

あともう一つ、結城市。結城市は、今4種類だったかな、ごめんなさい、ちょっと種類が忘れちゃったんですけど、やっぱり決済手数料は本当に幅があつて、だから本当に交渉次第みたいなんですよ。で、Pay Pay、直接連絡させてもらいました、僕。例えば、そういった公金の支払いとか、そういったものの決済の手数料も聞きました、直接契約した場合。これは直接なので言ってもいいかなと思うんですけど、1.98%です、1.8パーの消費税。入金の手数料は、Pay Pay銀行に振り込むときは手数料が20円、利用料は振込額の0.38%だそうです。上記以外、だからPay Pay銀行じゃない銀行に振り込む場合は手数料が200円、それから利用料は振込額の0.38%で変わらずです。未締め、翌々日の振り込みになるそうです。

そういったものを参考にさせていただいて、直接契約をするのか、直接というのは正直本当に町の人、何というんだろうな、執行部の人とか担当者にとってはすごく煩雑になると思うんですね。決済の方法が増えれば増えるほど各業者さんと直接交渉するとか契約をするとかということになると思うので、すごく大変だと思うんですけど、プラスになる手数料等々含めていろいろと研究をしていただきたいなと思います。

この間、ちょっとニュースに出ていたのが、路線バス、これを完全キャッシュレス解禁へということ、運賃の支払いをキャッシュレスに限定して運行する実証実験を始めるそうです。これ、あくまでも都市部なんですけれど、実際に財布を持たずに買物へ出かけたりする時代になってきているのは事実であると思いますし、今後ますますそのような人たちが増えていくことは想像に難くないと思います。そこで、実際にもし導入というような形になった場合に、スケジュール感とか、いつ頃目指してやっていただけるような感じなんですか。

○議長【稲川 洋君】 会計課長。

○会計課長【日野妙子君】 時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、実際にいつ入れるというのは決まっていはいないんです。今年度ですね、予定しているところとしましては、施設の使用に関しては今年度中ですね、まだいつというのは明確にはしていないんですが、今年度中。それから、子育て支援センターのほうの保育料ですね、一時預かりの、そちらにつきましても今年度を検討しているところでございます。そうしまして、いきいきプラザのですね、券売機につきましても更新の際にはキャッシュレスの券売機に更新する予定でございます。その他につきましては、具体的にいつというのがですね、まだ明確に申し上げられないんですが、できるだけ前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ここにちょっと調べてきたんですけど、一般社団法人キャッシュレス推進協議会の消費者インサイト調査というのによると、どんな金額、場所でもキャッシュレス決済で支払いたいという人が30.6%、どちらかというキャッシュレス決済で支払いたいというのが37.1%、合計するとキャッシュレスを好んで利用したいという層は67.6%だそうです。半数を優に超えています。逆に、どんな金額、場所でも現金で払いたいという方は4.5%、どちらかという現金で支払いたいのが7.8%、合計すると12.3%というのがどちらかという現金で払いたい、現金を好んで利用したいという層だそうです。先ほどもありましたように、町民の利便性、それから現金の管理コストの削減にも寄与すると考えられるので、DXの推進と併せてなるべく早く進めていただきたいと思います。

それでは、3問目に入ります。かみたん号の予約についてなんですけれど、予約が取りづらいとの声が聞かれますが、町では把握していますか。また、把握しているのであれば、具体的な対策を考えているのか、お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

(地域生活課長 沢邊 孝君 登壇)

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町では、高齢者や子どもなどの移動手段を持たない方が利用できる乗り合いの交通手段としてデマンド交通かみたん号を運行しており、通院や買物、習い事などの送迎等に利用していただいているところです。利用に当たっては、事前に予約が必要となっており、予約センターへの電話予約に加え、インターネット予約ができるように令和3年から予約システムを導入したところでございます。その一方で、予約日時が集中するため、希望する日時に予約が取れない状況にあることも把握しております。具体的な対策としましては、来年度以降の業務委託契約のための受託事業者の選定を今年度予定しており、その中でタクシーやバス等の民間事業者にも配慮しつつ、予約が取りやすい方策等を盛り込むことを検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 電話とアプリというような形で予約って取れるかと思うんですけど、まず電話って、いつからいつ取れるのかというのを教えてもらっていいですか。受付時間です。ごめんなさい。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 電話の予約の受付センターにつきましては、平日の朝8時から夜6時までとなっております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。

そうしましたら、アプリのほうは365日24時間いつでも使えるんですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ネット予約につきましては、基本的に1年間使えるんですが、システムのメンテナンスとか、あと予約自体が5日、5営業日前からということになっておりますので、そう

いったことが条件というか、そういったことですが、基本的には1日中使えることとなっております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 僕も登録をさせてもらって予約をしてみようかなと思って使ってみたんですけど、すごく使いづらいんですけど、そういったところって把握されていますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 現在のところですね、システムについて使いづらいというようなお話のほうはこちらには届いておりません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 本当に来ていないんですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 私も担当のほうに確認したところですね、窓口には届いていないというところがございますので、実際のところ、例えば他の、そういった思っている方がこちらのほうに直接言われたかどうかという部分ではちょっと把握はしていないんですが、こちらのほうにはそういった使いづらいというような声は届いておりません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ちなみに、担当の方というか地域生活課の方というのは試したことというのはあるんですかね。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 私のほうも一応ユーザー登録というか、登録のほうをさせていただきまして、実際に予約は取ったりということとはしていないのですが、システムのほうを多少なりともいじった、私どもがいじらせていただいております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 分かりました。そこまでおっしゃるのであればこれ以上言ってもあれだ思うので。そうすると、先ほど取りやすい方策、今後というお話が答弁にあったかと思うんですけど、どういったことを具体的にお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 現在のところですね、業者の選定の委託のところでは盛り込む予定としてはございますが、具体的にこのような方法というのは現在のところ検討しているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、ライドシェア、今話題になっているかと思うんですけど、町ではそういったものを導入とかというのは考えていますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ライドシェアにつきましては、報道等で新たに出されたところではございますが、町では現在のところ公共交通等、ライドシェアのみならず、現在のところですね、町では導入の考えはございません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ライドシェアには二通りあるというのは御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ライドシェアにつきましては、タクシー会社が運行主体となる自家用車活用事業と、あと自治体やNPOですか、そういったものが運用する自家用有償旅客運送の2種類があるとっております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 何だろうな、ライドシェア導入は考えていないということなので、聞くことがちょっと無駄なのかもしれないんですけど、もし導入といった場合に、今おっしゃった二通りのうちの、上三川町であればどちらが可能性があるというのか、導入するとしたらどちらが最適だと思いますか。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君に申し上げます。かみたん号の質問からちょっとずれているような気がするので、質問を変えていただけますか。篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ライドシェアが駄目というふうになっちゃうと、今後、上三川町でも、これ、今後人口減少とかそれから高齢化というのは更に進んでいくとは思いますが、そうすると、かみたん号の需要ってもっと高まるんじゃないかなと思うんですね。先ほど、まだ具体的な取りやすい方策というか、そういったものってお答えいただけなかったと思うんですけど、今後いろいろ調査研究をしていただいて、人口減少とか高齢化が進んでも皆さんの足となっていけるような方策というのを考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

子どもの生活、成長を支える養育費の取決め内容の継続した履行の確保を図ることを目的に、養育費に関する公正証書などの作成費用の補助を町の事業として行ってはどうかと思いますが、町ではどのようにお考えになりますか。よろしくをお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支える上で重要な子どもの権利です。養育費を確実に受け取ることは、ひとり親家庭が安定した生活を維持するためにも必要不可欠であると考えます。

御質問いただきました養育費に関する公正証書等の作成費用の補助については、県内で実施している自治体があることは認識しております。これまでひとり親家庭からの養育費の未払いによる生活困窮に関する町への相談事例はなく、助成の実施には至ってはおりませんでした。現在、第3期子ども・子育て支援事業計画と一体的に子どもの貧困対策推進計画の策定を昨年度より進めているところでもあり、国の子供の貧困対策に関する大綱で掲げている子どもの貧困に関する重点施策の一つでもある経済的支援策として養育費の履行確保に係る経費についても盛り込むことを検討しており、今後の国や県の動向も注視しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 御答弁ありがとうございました。

今町長の答弁の中にもあったように、県内でも既に実施しているところがあって、実施しているのは宇都宮市、小山市、栃木市、鹿沼市、さくら市の5市になっています。ここで共通しているのが、公正証書の作成費用だけではなくて、あとは調停に係る費用とか裁判に係る費用の補助といったものも盛り込まれていますが、上三川町のほうでも同様なものというのを考えていただけるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、上三川町におきましても、県内の他の市がやっているものと同じようなことをやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、実際に実施というか事業を開始するに当たっては、具体的にというのは難しいかもしれないんですけど、いつ頃をめどにとか、あとは補助の額といったものはどういったふうにお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、時期に関しましては、先ほど答弁の中にもありましたとおり、次期の子どもの計画期間であります令和7年から令和11年の5カ年の間には実施をしていきたいと思っております。

また、先日、共同親権の法が国会のほうで通りまして、その施行が約2年後ということですので、その中身に関しましては調整しながら実施時期は進めていきたいと思っております。

額に関しましては、県内の市におきまして、こちらの公正証書の補助金に関しましては1件4万3,000円の補助を出しているのです、上三川町におきましてもそれを目安に決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今4万3,000円というお話があったんですけど、これが公正証書を作る上では、通常であれば財産額というか、この場合でいうと養育費の額というようなところで算定基準になるのは月の養育費掛ける12カ月掛ける年数。ただ、年数は10年がマックスだそうで、例えば20年間養育費を支払うというようなものであったとしても、財産額というかその目的の価格の算定の根拠となるのは10年分というようなことで計算をするそうです。

今お話にあった4万3,000円というのは、その対象となる額が5,000万円を超えて1億円以下というところだと思うので、通常であればということで皆さん、他の市も4万3,000円というふうになっているのかなと思っておりますが、例えばそこで作成した公正証書、内容が養育費それから慰謝料、そういったものに関しての取決めがあった場合に、かかった費用って全て補助してもらえるのかどうかというのを教えてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

補助金の対象としましては、今は養育費に関する取決めだけと想定はしております。ただ、今後実施に向けまして、検討結果の中で、ここは養育費だけを切り取るのが難しいとか、もしくは養育費の子どもの経済的支援、子どもの今後の困窮を防ぐためのものとしては慰謝料のほうの額もそれは切り離せないということであれば、その補助金の対象として考えていくこともあると思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。通常は養育費の部分のみの補助対象となるのかなと思うんですけど、もしそこまで考えていただければ非常にありがたいことだと思います。

民法の第877条の第1項というのを参照すると、自分の生活を保持するのと同程度の生活を子にも保持させる義務というのが考えられます。つまり、養育費を支払うのは実際には法律上の義務なんですけれど、令和3年度全国ひとり親世帯等調査というのでここに推計値が出ていて、母子世帯の母の養育費の受給状況、養育費を受け取ったことがないというのが56.6%、現在も養育費を受け取っているが28.1%、養育費を受け取ったことがあるというのが14.4%、不詳が0.8%だそうです。このような調査結果を鑑みると、そもそも養育費自体をもらうということを諦めてしまっているのではないかと、そういうふうに思えてなりません。

今回お願いしたいのは、そういったところを少しでもカバーできるように、強制執行認諾約款付き公正証書、そういったものを作ることで、調停とか審判、そういった家庭裁判所での手続を経なくても直ちに強制執行の手続を行うことができるようになるそうです。実施していただいた際には、このような内容も含めて町民に周知していただきたいと思いますが、どうお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃっていただいたことはそのとおりだと思います。こちらの補助金をもし策定したとしても、それを利用していただければ町としての目的は達しないと思いますので、こちらの補助金の目的をきちんと皆さんに伝わるように周知には努力していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。

先ほど共同親権のお話があったんですけど、2026年までには共同親権を含めた改正民法が施行されるようですが、単独親権であろうが共同親権であろうが、一緒に暮らしていない親は養育費を支払う義務があることには変わりはない、それは共同親権になっても同じことだと思うんですね。更に、払う側、養育費を支払う側の経済的な余裕とは無関係に発生するわけで、養育費の支払いといったものが滞った場合には、子どものためにしっかりと対処できるようなサポートの一翼を町が担えるように、ぜひともスピード感を持ってこの事業を実現していただきたいと思います。

最後になりますけど、今回ちょっと含めてはおりませんが、養育費の保証サービスの保証契約の補助もこれは次のステップとしてぜひ御検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時ちょうどより再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 企画課長より発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 先ほど、篠塚議員の一般質問の中で、再質問にありましたホームページの制作費ということで発言することができなかつたものですから、判明したためお答えさせていただきます。

令和2年10月1日から令和3年3月10日までの期間といたしまして、制作委託料につきましては88万4,400円でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 よろしいですか。

それでは、6番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・田崎幸夫君の発言を許します。4番、田崎幸夫君。

(4番 田崎幸夫君 登壇)

○4番【田崎幸夫君】 4番、田崎です。議長から発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、大きく2点について質問いたします。

1点目、職員の退職（離職）について。5月4日の下野新聞に、栃木県の若手職員、目立つ退職と掲載されておりました。特に、20代は、19年度の5人から23年度には21人、4倍も増加しているようです。本町においても若手の退職者が多くなっていると伺っております。その方たちの中には、優秀でエース級の活躍をしている方もいるのではないかと考えております。優秀な職員さんが町のために御活躍いただく、そういう思いで質問をいたします。

職員の能力、モチベーション向上のために、退職、離職を食い止める対策について町の対応は。御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

職員の退職につきまして、最近、直近5年間における定年退職以外のいわゆる自己都合による退職の状況は、平均すると人数が年4.8人、年齢が34.0歳でございます。個人のプライバシーに関するこ

とであるため、全ての退職者の退職理由を詳細には把握はしておりませんので、退職を食い止める方策を明確にすることは困難ですが、働きやすい職場であることが効果的な方策の一つであると考えております。勤務条件やサービスに関しては、国・県に準じた取組みを行うほか、町としては定時退庁日を設定しワーク・ライフ・バランスの確保を促進するなど、職員の心身の健康増進を前提とした職場環境の質の向上を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 御答弁ありがとうございました。

この5年間で4.8人という非常に多い人数なんだと思いました。また、34.2歳と若い職員の方になっていますね。非常に、ある程度の希望を持って本町に就職を志願して入社、入職された方だと思いますから、非常に残念だと思いました。

私はですね、通常取組みではなかなか食い止めることは難しいと思います。食い止められないんじゃないかというふうに危惧しております。昇任昇格のですね、仕組みを変えるなど、もしくはやはり一番の評価というのは給与で評価されたいというふうに感じるのが一番、その次にやりがいということがあると思います。しっかりとですね、この昇任制度にも手を入れて仕組みから変えていくお考えはあるか、再答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、なかなか方策がないというのは、本町に限らず全国的な問題であるというふうに認識しております。全国のですね、市町村の動向などに目を向け、何とかよい方策、こういうものを見いだせていければというふうには考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 退職される理由、これ、プライベートのことという町長の答弁にありましたけれども、これ、大体退職される時期というのは、私もこの辺経験しているんですけども、5月、8月、1月、この連休明けにですね、退職の意向を言われたことが多いんですが、そんな調査ですね、理由はともあれ、この時期、職場異動をしたら辞めるって言い出しちゃったとか、そんな理由というか、調査ってされておりますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今この場には、手元にはですね、実際にこういったこの時期に何人というものはございません。ただ、私どもが通常見ているところでは、やはり議員がおっしゃるように、連休明け、あるいは10月、あと年明け、そういったところで退職、離職の申出があるというのは結構多いのかなというふうに感じてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 大体若い人というのは、連休にですね、同窓会やったりとかそんなことをやって、おまえの会社、勤めはどうだとかこうだとか聞くと、自分にこう、勝手に悲観しちゃって辞めていくというのが多く見られたと思いますので、その辺時期的なものも当然あると思いますので、出勤したときにはよくケアなどをしてそういうのを食い止めていくのも一つの方策だと思います。

それでは、2点目の質問として、人事評価について質問いたします。

行政は、住民の安全・安心を図るため、住民サービスを提供することにより、生活向上と町の確実な発展を目指し、公正で効率のよい運営に努めていると思っております。実行に当たる職員の能力と意欲、やりがい、業績評価の、業務成績の向上を図るため、人事評価の実施に対する規程に基づいて人事評価を行っていると思っております。行政の評価というものは、企業などと違ってノルマがほとんどない、ないに等しいと思っております。非常に難しい評価と私は思っております。

そこで、1番目として、人事評価が明確に行われ、被評価者が評価内容を理解し、能力を有効に活用されているのか。2番目、行政運営の効率化を図ることができているのか。3番目、評価する方に一番求められていることは、公平性、客観性、透明性、そして納得性だと思います。このようなことはないと思っているんですけど、縁故関係や気の合った人が高い評価を得られていると思われる懸念があります。被評価者は評価に対して不信感はないか、また評価内容に十分に説明を受けて理解しているか、御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。町では、上三川町職員の人事評価の実施に関する規程に基づき人事評価を行っており、更に、職員向けに人事評価制度マニュアルを作成し、制度内容を明確にした上で実施しておりますので、被評価者は評価内容を理解できており、人材育成としての効果があるものと認識しております。

次に、2点目についてお答えいたします。人事評価制度は、職員の職務遂行に係る能力と業績を公正に把握し、これに基づき人事管理を行うことで組織全体の士気高揚を促して公務能率を向上させることを目的としております。また、各職員の評価結果は、人事異動等に活用可能な資料となりますので、組織全体のバランスが取れた職員配置をすることができ、結果的に業務の効率化につながっていると考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。被評価者が不信感を抱くことがない公平な評価を行うため、御質問の1点目でも答弁申し上げたとおり、流れやルールを明確にした上で人事評価制度を運用しております。評価内容につきましては、評価者と被評価者で面談を行う中で、評価の結果及びその根拠になる事実に基づいた指導及び助言を行っております。

なお、職員が人事評価全般について疑義があるときは、苦情相談を申し出ることができることとしており、評価の客観性及び公平性を高める仕組みを整備しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 御答弁ありがとうございました。

公平かつ明確にやれという答弁でしたけども、では、関連性がありますので、町長のおっしゃった上三川町職員の人事評価の実施に関する規程について何点かお尋ねいたします。

まず、第5条にですね、「町長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。」と書かれております。人事評価マニュアルがあって評価しているということですけども、実際、この必要な研修を適正に実施する、このような勉強会というかトレーニングですね、どんな頻度で行われているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

この人事評価規程ができた当初、こういったときにはこういうふうに評価する側、管理者のほうはやっていくんだよといった説明、研修などはございました。今はですね、各課長、付ける者がもう何年もやっていますので、そのマニュアル等を見ながらやっているというのが実態でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 やはりマニュアルということですけども、やっぱりこれ、何かモデルとなるような人をつくって、みんなですり合わせ、私はこう思うとか私はこう思うとか、意見交換なんかも行いながら、評価の目合わせじゃないですけども、実際に行ったほうが良いと私は思います。大体年に1、2回ぐらいそんなことを今まで自分なんかはやってきたんですけども、評価する3カ月ぐらい前にですね、そんなトレーニングをやって、誰もがぴったりといかないと思うんですけども、ある程度みんなも同じような評価をするようなトレーニング、ぜひともこれ取り入れて、せっかく規程にはあるものですから、幾らマニュアルといっても読み取れないと思うんですよ。そんなことをお願いします。

次にですね、第12条に「人事評価シートは、」ということで、「第10条第2項及び第4項の確認を実施した」とあるんですけども、それから起算した5年間総務課において保管するものとして記載されています。これ、5年間の間にこの保管されたものは、どんなときにどんな活用をされているのかお伺いいたします。また、この5年の根拠。一般的に会社なんかでは10年、20年か、在籍期間とかあって、それが人事異動のときに有効にですね、どんな職場で彼はどんな仕事をしたとか、そういう、あとは課長とか部長になるときにですね、そんなときにこの保管されたものが引っ張り出されて確認するんですけども、この5年間どんな保管をしてどんなときに活用されているのかお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、ここにですね、5年間というふうに記載してございます。5年というのはこれ最低持っていないと今後利用できないということで書いてあるわけなんですけども、実際には10年ほど保管して、それらを基に各個人の昇進と人事異動とを見ているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 この保管というのはあれですか、紙ベースですか。それとも何かPDFか、PDFじゃねえや、スキャンか何かしてデータで保管されているんですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

紙ベースもございますし、データとしても保管してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 分かりました。しっかりとですね、保管して、そういう昇格とか昇任のときに活用していただければと思います。

あと、第14条なんですけども、「職員は、人事評価に係る事項全般について疑義があるときは総務課長に口頭で相談（以下「人事評価相談」という。）を申し出ることができる」というふうに書かれております。この8項にですね、「町長は、職員が人事評価苦情申出をしたことを理由に、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。」、9項には、「苦情相談又は人事評価苦情申出に関わった職員は、人事評価苦情申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を」、まあここはいいんですけど、これにつながってですね、第15条に、「町長は、人事評価の円滑な運用に関し、公平性及び公正性の確保と信頼性を高めるため、町長が指名する職員から構成する上三川町人事評価審査委員会を設置する。」とあります。で、「審査会は人事評価苦情申出のほか、人事評価に必要な事項について審査する。」。では、このことを読んだときに、実際にですね、このような委員会、開催されたようなことはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今までの者にも確認したんですが、こういった委員会を開いた事実はないということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 私がこの人事評価審査委員会ですね、委員長という形で携わらせていただいております。私が5年前に来てからたしか2回は、たしか覚えている限りでですね、記憶にある限りではあったかと思えます。多分、総務課長が就かれる前の話ですから、私が就任した、こちらのほうに就任してから直後と、あと数年前にですね、確かにあったように記憶してございます。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 この評価委員会、ないというのは私もないと思ったんです。大体、自分の評価に対して、仕事ができれば、できればといたらいいのか、そんな職員の方は往々にしてこういう質問をしてくると思うんで、これ聞いたんですけども。

この人事委員会、4年ぐらい前にあったということですけども、どんな案件があったか、もし教えただいただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

4年前、私が就任した当時にですね、あった案件は、個別具体的な苦情申出ということではなくて、いわゆる先ほど議員がおっしゃられたような、評価の目合わせじゃないですけども、そういったことも

含めてですね、あと、その人事評価の結果を昇任あるいは勤勉手当等にですね、反映させるわけですけども、その仕組みを若干変えた時期がございまして、それについて議論をしたということでございます。以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 分かりました。やはりこれ、職員にですね、評価者、被評価者互いがですね、評価に対して理解し合って、その目合わせ、大体職員として話をすると思うんですよ、俺はこうだったとかああだと、それは俺はおかしいんじゃないかと思う方もいると思うので、よくトレーニングしてですね、この辺を目合わせをお願いしたいと思います。

この人事評価によってですね、先に質問した退職者、ここにも若干はつながってくるんじゃないかなと私は思いますので、今日の、退職を食い止める対策とかこの人事評価というのはしっかりとですね、やっていただいて、これも退職を食い止める一つの施策の中にあると思うんで、十分ですね、その辺を検討して今後進めていっていただければと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時36分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 先ほど総務課長より発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 先ほどのですね、田崎議員の質問の中で、人事評価シート、こちらの保管方法について、私のほうで紙ベースあるいはデータともにその表を保管しているというようなことでお答えいたしました。データにつきましては集計したものを保管しているということでございます。訂正させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 よろしいですか。

4番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・鶴見典明君の発言を許します。3番、鶴見典明君。

(3番 鶴見典明君 登壇)

○3番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして、私の質問を進めさせていただきます。

まずもって、能登半島沖地震災害復興支援に際しまして、ボランティアや御協力、御支援くださいました方々に対しまして厚く御礼を申し上げます。また、惜しくもですね、避難所生活の環境の原因でですね、命を落とされた方等ございますが、今もなお270人ほどが避難所の生活を余儀なくされているというふうなことです。1日も早く復興できることを心よりお祈り申し上げます。

気候変動とともに自然災害も多様化し、いつどこで発生するかが予想もつかない環境となっております。これから台風などの災害の多い季節にもなっております。我が町におきましては、先日、台風発生を想定した災害対策図上訓練や災害機器メーカーとの連携協定なども結んでいただき、官と民が一体となって、備えあれば憂いなしではございませんが、我々町民もですね、ハザードマップや非常持ち出し品などの再確認を行って日々危機管理につなげてまいりたいというふうに考えております。

そういった意味も踏まえて、関連する質問を、私のほうから大きく二つの質問をさせていただきます。ゴミの不法投棄防止について、1、町内の歩道や路肩、河川水路などへのゴミの不法投棄が目立っておりますが、今後どのように改善につなげていくのか、2、ゴミの不法投棄による罰則規定は明確に知らされているのか、御答弁願います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や空き地等に捨てる行為で、空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なゴミのポイ捨ても不法投棄となります。町内でも、夜間や人の目につきにくい場所や道路沿いなどで不法投棄が発生しているため、パトロールの実施や関係機関等との連携により、早期発見及び早期対応、啓発看板の提供などにより不法投棄の防止に努めております。また、快適な生活環境の確保と清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として実施している環境美化運動や、花いっぱい運動等の環境美化の取組みも有効な施策と考えており、パトロールの実施などと併せて今後も引き続き不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、みだりにゴミを投棄することは禁止されており、個人の不法投棄に対しては、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられること、法人の不法投棄に対しては、3億円以下の罰金刑が科せられることが規定されており、不法投棄の行為者には厳しい罰則が科せられることとなります。不法投棄に対する罰則については、啓発看板等に記載するなど周知に努めており、今後につきましてもホームページやSNS等を活用し周知活動に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

先週ですね、29日の日にですかね、町職員自らゴミ拾いをですね、実施され、御対応されたというふうなことで報道されておりました。御参加された皆様ですね、御苦労さまでございます。ゴミ袋20袋強ですね、のゴミが回収されたということで、短時間でですね、相当数のゴミが回収できたということで、ありがたく感じております。また、啓発活動にもつながったのかなというふうなことで感じている次第でございます。ありがとうございました。また、近隣ですね、自動車会社さんにおかれましては、毎月等ですね、ゴミ拾いをなさったり、また、新人研修の一環でですね、ゴミ拾いもされているというふうなことでお聞きしております。素晴らしいことだなというふうに思っております。

また、この質問をした経緯ですけれども、あまりにもですね、地域のゴミの不法投棄が目立っておりまして、役場等にも御連絡を差し上げたというふうなことを聞いております。看板とかですね、そういったことで啓発活動につなげていただいたものの、やはり目に見えた改善にはつながっていなかったという、ちょっと残念な結果なんですけれども、やはり目に見えた改善にはつながっていなかったという、ちょっと残念な結果なんですけれども、やはりそういった方がですね、自主的にゴミ拾いをなさっている方の声にですね、寄り添って、お伺いした結果を踏まえて、この質問をさせていただければなどというふうに思っております。

例えばですけれども、道路わきに捨てられたごみを見かけた場合のですね、対処方法や手順というかですね、どういった形で連絡して処理していただくのが一番スマートなやり方なのか、町のほうで何かそういう案内というかですね、手順等がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 現在、不法投棄の連絡方法につきましては、町においてホームページ等でちょっと周知のほうをしておりますので、今後ですね、そういったもの、連絡方法等につきまして、町ホームページやSNS等を活用して周知のほうをさせていただければと考えております。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そうですね、ぜひそういった意味では広く多くの方にですね、ゴミの処理方法がですね、分かるような、丁寧な説明をなさっていただけるのが幸いかなというふうに思っておる次第です。

つい先日、先週ですかね、私も少し大きいゴミをですね、見かけまして、ちょっと拾わさせていただきました。ちょっと写真で撮ってきたんですけど、ちょうど川のところのわきですかね、ちょっと大きいゴミ袋がぼんと捨ててありまして、ちょっと通行の邪魔になるので拾ってですね、捨てようと思ったんですけども、ちょっと重いんですね、中を確認しましたところ、中にはですね、たばこの吸い殻であったり、あるいはビール、チューハイの空き缶、それとすき焼きの瓶が2本ほど入っていましたかね。また、スーパー等で買ったお肉の……

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員に申し上げます。質問を精査してください。

○3番【鶴見典明君】 はい。というふうなことで、ゴミの分別をされていないものが捨てられているというふうなのが実情でございました。

そういったことを踏まえてですね、やはり同じところに同じ人が捨てているのかなというふうに思われるんですけれども、これ、犯人探しをするわけではないんですけども、ゴミをですね、捨てる方を取り締まるのではなくて、心理的にですね、ゴミを捨てさせないような、そういった取組みがやはり必要でないかなというふうに思います。やはり、きれいなところであれば、ゴミはですね、捨てないというふうに思いますので、そういった意味で、ゴミを捨てさせないような環境づくりをしていただくのが幸いかなというふうに思っております。

上三川町においては、幸いですね、国土交通省下館河川事務所や建設業組合と連携しましてですね、鬼怒川クリーン作戦なども実施されているようです。すごくすばらしい取組みだなというふうに私も感じております。こういった取組みをですね、進めることによって、やはりきれいなクリーンなまちづくりにつながるのかなというふうに思っておりますが、今後ですね、そういったクリーン作戦の枠なども

増やしていくなど等のお考えは上三川町としてありますか。お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ゴミの不法投棄は当然罰則等を周知することも必要かと思われませんが、議員御指摘のとおり、捨てにくい環境、ゴミのない環境というのもつくることも必要かと考えられます。クリーン作戦とかそういったゴミ拾いにつきましては、地域の、ごみゼロの日に合わせまして地域の環境美化運動を実施しておりますので、今後ともそういったものを継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、そういったことで、引き続きですね、進めていただけるのが一番かなというふうに感じておる次第でございます。今後、道の駅であったり、いろいろ上三川町のほうで魅力ある事業が展開されると思いますので、上三川町に訪れた方が、「きれいな町ですね」というように言わせたいなというふうに私的には思っております。そういった意味も踏まえて、ゴミのないクリーンなまちづくりに貢献していきたいなというふうには私自身も感じておりますので、引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

それと、2番の項目ですが、ゴミの不法投棄ですね、やはりゴミの不法投棄に関しては重い罰則規定が規定されておりますが、実際に上三川町におきましては、そういった事案や事例などが報告や、事件が発生しているのか、発生状況などがお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員に申し上げます。今の発生状況は、この通告の内容とかけ離れていないので、質問を精査してください。鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 その額ですね、自治体によってはこの罰則規定などがホームページなどでも掲載されてですね、注意喚起を行っておる次第です。先ほどもホームページなどでゴミの不法投棄について掲載していただけるというようなお話でしたけれども、この罰則規定においても今後掲載のほうを進めていただける予定でしょうか。お尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 罰則規定につきましても、先ほどの連絡方法とかと併せまして周知のほうに努めてまいりたいと考えております。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、それでは、セットでというか、一緒にですね、こういった罰則規定もありますよというようなことで注意喚起も含めて掲載いただけるとありがたいかなというふうに思っております。やはりゴミの不法投棄におきましてはたちごっこの部分もございましてですね、諦めずに継続していくことで結果に表れてくるのかなというふうに感じておる次第でございます。「上三川町はすごくきれいな町ですね」というふうなことで言われたいなというふうに思っておりますので、安心・安全なまちづくりも踏まえて、どうぞよろしくですね、お願いをしたいというふうに思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

子どもの居場所について、こどもまんなか社会として、若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れるための居場所について町はどのように取り組んでいるのか。2番としまして、子どもの不安や悩みに寄り添った居場所や相談できる窓口は備えてあるのか。3番目、子どもと親が地域で安心して集える居場所、コミュニティーに参加できるよう利用促進を図り、どのようにサービスにつなげているのかをお尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。令和5年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定され、国では全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進していることから、本町におきましても子どもたちのニーズを把握し、学校や放課後児童クラブ、放課後子ども教室など既存の地域資源を生かして、子どもたちが利用しやすい居場所の充実に努めているところでございます。子どもたちの日常的な居場所である学校や放課後児童クラブ、放課後子ども教室は、子どもたちの身近な相談先となっていると認識しております。その際、必要が生じた場合には、関係機関が連携して対応しているところでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。5月にORIGAMIプラザ内に移転しました子育て支援センターは、子どもと親が安心して自由に集える交流の場となっております。一人でも多くの方に来場していただけるよう、ホームページや町の広報、SNSなどを活用して周知を行い、更なる利用促進に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

社会現象とも言えるですね、子どもの貧困等に対してですね、子どもが安心して過ごせる居場所づくりについて、今後ですね、進めていくというふうなことが言われておりますが、地域でですね、子どもを守るというような部分では各自治体でも行われておりますが、地域食堂や子供食堂など等もございませぬが、今後、上三川町としてですね、そういったことを取り組んでいくというお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、上三川町内には、町の行政とはちょっと情報連携はしていませんが、一軒子供食堂があるというふうには認識しております。議員がおっしゃられたように、子供食堂に関しましては、年齢や、また貧困であるか貧困でないかを関係なくみんなが集える場であり、大人たちの見守りの場としてとても大事な役目をしている、する場だと思っておりますので、今後、上三川町に「上三川町で子供食堂を運営したい」というようなお声をいただきましたら、そこでまた行政として何か協力、支援できる等のことを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。今後ですね、そういった声がどうか要望があったら対応していただけるということで、ありがたく思っております。

先日のですね、先週ですかね、下野新聞にも掲載されておりましたが、お隣の宇都宮市におかれましては、孤立を減らす取組みとしまして、世代や障がいの有無に関係なくですね、社会とのつながりに対して寄り添えるですね、居場所づくり、共生の居場所ライトリンク補助というふうなことでモデル事業を2025年までですね、展開するというふうなことで新聞に掲載されておりました。そういった部分で、上三川町ですね、そういった事業も展開していければいいのかなというふうに思っておりますが、今後の予定としましてそういう検討材料にはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今議員から御意見いただいたような、宇都宮市でやり始めた特に対象者を限定しない居場所という居場所づくりに関しましては、今本町では特に検討や議題が上がってはおりません。ただ、先ほども申し上げたとおり、子供食堂のよいところとしては対象者を限定しない見守りの居場所であると思っておりますので、そちらの宇都宮市のような幅広い対象者にはならないかもしれませんが、できる範囲の見守りができる場所というものは前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、そういったことで近隣の市町村ともですね、肩を並べるわけではありませんが、同じような待遇でですね、子どもたちを真ん中で見守るというふうな生活ができれば幸いかなというふうに思っている次第です。

その2番目の項目になりますが、子どもの不安や悩みに寄り添った居場所ですね、というふうなことで、窓口等を各自治体で設置をされておりますが、上三川町においては、その窓口をですね、どのように周知をなさっているか、お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

上三川町の相談の窓口としましては、例えば対象者をお子さん、子どもとして、例えばインターネットで子ども、相談、上三川町というふうに検索をすると、上三川町のホームページにある相談窓口のほうの窓口が上のほうに掲載されます。また、今のお子さんや若い方で電話等での相談がなかなかしづらいということであれば、栃木県のほうで「SNS相談@とちぎ」というものを開設しております。そちらのほうは24時間SNSで相談窓口をやっておりますので、そちらを案内していきたいと思っております。

また、先ほど申し上げました上三川町のホームページのほうにも、「親子のための相談LINE」ということで、お子さんや保護者を対象とした県のほうでやっている本相談窓口が掲載されておりますので、そちらのほうはインターネットから検索して皆さんに御利用いただけたと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、やはりお子さんにとっては、電話です、御相談をするというのはちょっとハードルが高いように感じております。周りでその電話を聞いていないとか、そういったこともありますし、先ほどの答弁にもありましたように、SNSであったりメタバースですかね、そういったものを利用しての相談もやはりこれからの相談窓口としては受け入れやすいとか受皿になるのかなというふうに感じております。LINEの御相談というふうなものも私、見させていただいたんですけども、ただ、ちょっと何でしょう、何回か、何でしょう、掘り下げていかないと、そのLINEの窓口にはまだちょっとたどり着かないんですね。もうちょっと上部の画面に出るような、そうしたサービスのほうが分かりやすいのかなというふうに感じました。

今後です、引き続き進めていただければなというふうに思っております。特に、5月におきましては、進路やその環境の変化によってですね、悩みを多く抱えている方もおられるかと思っておりますので、孤独、孤立をですね、の方に寄り添うというような部分でしっかりと受皿としていただければ幸いかなというふうに思っております。広報かみのかわのほうにもそういったリンクを貼り付けたりとかですね、そういった窓口を案内するような、そういったことも今後必要ではないかなというふうに私は思っている次第なんですけど、広報などへも案内するなどの考えなどはございますか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 窓口の周知に関しましては、困ったときにすぐ目につく位置にその窓口の取っかかりがあるということはとても大事なことだと思っておりますので、今議員におっしゃっていただいたとおり、いろんな媒体を使ってその窓口のほうの案内には努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、幅広く救ってあげるのが幸いかなというふうに感じております。

それでは、3番目のほうですけども、子どもと親がですね、地域で安心して集える居場所というように、子どもの成長や発達にはですね、家庭を基盤とした地域、学校との関わりが重要でありまして、そのコミュニティーの中で自分の居場所を見つけ、同年代や異年代といった方との関わりによってお互いに学びを深めていくというふうなのがあるべき姿ではないかなというふうに感じておる次第です。地域のコミュニティーの中で育っていくというふうなのが理想の形ではないかなというふうに思っています。

児童虐待やですね、相談件数も多い中で、今後コミュニティーに置かれるですね、存在は大きく変わってくるのかなというふうに思っております。我々の子どもの頃はですね、地域のおじいちゃんやおばあちゃんに見守られて育ったというふうな記憶もございます。そういった居場所づくりをですね、民官一体となって取り組んでいくのが居場所づくりの本来の姿ではないかなと思っている次第なんですけど、今後そういった方が現れたら行政と一緒に進めていくというふうなことをおっしゃっていましたが、今後ですね、そういった中で、栃木県の居場所マップというんですかね、ちょっと私もこれ持ってきたんですけども、これ居場所マップがあるんですけども、こういったところにもですね、掲載をしまして、

子育て支援センターも上三川町においては新たなすばらしいものができましたので、そういったところをアピールしていくというのも上三川町としてはすばらしい取組みなのかなと感じている次第なんですけども、そういったところへの掲載などはいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今議員におっしゃっていただいたとおり、上三川町に5月からオープンしました子育て支援センターに関しましては、今は遊び場というような印象が強く皆さんに持たれているかもしれませんが、今後その遊び場から仲間づくりの場所になり、子どもたちの居場所になり、また、そこが支援が必要な子どもを見つける見守りの場所になることが本来の子育て支援センターの目的として持っておりますので、先ほど議員におっしゃっていただいたマップ、子育てのマップのほうにはぜひ掲載していただけるように、機会がありましたら働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、せっかくすばらしいORIGAMIプラザもできましたので、そこをですね、活性化するための一つの施策としてですね、有効に活用していただければ幸いかなというふうに思っている次第です。

ちなみにですけど、その施設は民間の方と、恐らく指定管理者か若しくはボランティア団体等とのコラボで成り立っていくのかなと思うんですが、そういった方がおられたら町のほうとして民官一体となって取り組むというふうなスタイルで考えていただけているのでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今子育て支援センターのほうには民間に業務委託ということで運営はお願いしておりますが、ただ、それは周りの方の利用であったりとか周りの方がそちらに関心を持っていただくことで本来の子育て支援センターとしての役目を果たしていくと思っておりますので、もし地域の方等から何か一緒にやりたいというふうなお話がありましたら、そこは検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、そういった方がですね、ふらっと寄れるというかね、なじみのある場所にしていきたいなというふうに私も感じておりますので、ぜひとも誰一人残さない取組みというふうなことで進めていただければ幸いかなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間を目安に休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 3番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・隅内和男君の発言を許します。隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

余計なことですけれども、私は先日69歳になりまして、今この質問が始まる前には先輩方や同級生にいろいろお声かけをいただいて、「頑張れ」とかという話をいただいて、少し緊張感を取りつつ頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

大きく二つ質問をさせていただこうと思っております。eスポーツについてということと、「ORIGAMIのまち かみのかわ」の今後の展開についてというこの二つ質問させていただきます。

まずは、eスポーツについてなんですけれども、幾つか細かく質問を分けてありますので、それぞれお答えいただければと思います。まず、1番目、eスポーツは町のスポーツ協会でどのように位置づけられているのか。二つ目、他の既制競技同様に、協会内に位置を占める可能性はあるか。平たく言えば、スポーツ協会内に野球だとかサッカーだとかと同じようにeスポーツとしての場所をこれから持てるかどうかということですね。三つ目、町もしくは担当部局でeスポーツのイベントを計画したことはあるか。また今後計画予定はあるか。四つ目です。eスポーツは世代間の交流の場としても、新たな雇用の創生においても、更に不登校やひきこもり対策においても可能性を秘めた分野であると考えていらっしゃるかどうかということです。

五つ目もあるんですが、これについては後ほどまた質問をさせていただくかもしれないということなので御理解いただければと思うんですが、読んだほうがよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 はい、お願いします。

○1番【隅内和男君】 それでは、5番目として、商工会館近くに「むかしなつかし館」があるが、eスポーツ施設等を設置する案、つまりむかしなつかし館以外のところにですね、それと場所を異なるところにそういうものを設置するなどの案とかそういうものを検討する余地はあるかどうかということになります。

それでは、御答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問の1点目と2点目については関連がありますので、一括してお答えいたします。町スポーツ協会において、総会や理事会の場でeスポーツにおいて検討されたことはございません。このことから、他の既成競技と同様に協会内に位置を占める可能性はあるかという御質問については、協会の意思が示されていないことからお答えすることができません。

次に、3点目についてお答えいたします。eスポーツにつきましては、昨年度開催した町民スポーツレクリエーション祭で体験会を初めて実施し、10代から70代までの30の方が参加しました。本年度は生涯学習センターの講座として、体験はもちろん若年層から年配層までの世代間交流を目的としてeスポーツ教室を実施いたします。

次に、4点目についてお答えいたします。生涯学習センターの講座としてeスポーツに着目したのは、世代間の交流はもちろん、将来的には在宅での受講可能な講座にすることにより、様々な理由で不登校やひきこもりになっている若年層が生涯学習センターに足を運び受講するきっかけとなり、問題解決の一助になればとの考えもごさいます。御質問にある雇用創生まで考えは及んでおりませんが、不登校やひきこもり対策としての可能性は考えられます。

次に、5点目についてお答えいたします。むかしなつかし館につきましては、情報発信基地として使用することを目的に上三川町商工会が平成19年度に設置し、現在も地域地場製品の展示販売や各種観光資源のPRの場などに活用されている施設と認識しております。先ほど議員から、このむかしなつかし館以外にということをごさいますが、それも含めまして、現在のところ町としてのeスポーツについての取組みとしては、先ほど申し上げましたとおり、生涯学習センターの講座などから進めていく計画であることから、御質問のeスポーツ施設につきましては現時点での設置の考えはごさいません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 御答弁ありがとうございます。

今丁寧な答弁をいただいたわけですが、ひきこもり問題等の解決というようなことも当然この取組みの中に含まれているわけなんです、現在全国には150万人ひきこもりの方がいらっしゃるというような、これは確かな数字なのかどうかはちょっと私自身もはかりかねますが、そのような見立てもあるわけです。そしてまた、不登校もですね、このコロナの後30万人というようなことが言われていると。

私、先ほどから教育関係にいたことを言うことが多いんですけども、結局我々の頃も不登校というのがありましてですね、正直eスポーツの類い、ゲームというのは、我々にとっては敵というか、本当にこのせいで子どもは不登校状態から脱することが難しくなっているというようなケースもあってですね、正直あまりいい印象を持っていないんです。ただ、そのeスポーツというものがひきこもり状態にある人たちにとっては非常にその家庭内で生活するに当たって大きな位置を占めているというのもこれまた事実で、このeスポーツを何とか、今まで敵のように思っていたeスポーツだけでも、これを一つのきっかけとして社会との接点をつけられないかという、そういうことなんですよね。ですから、このeスポーツを単に町の取組みとして考えるというのが、不登校とかではなく、更にひきこもりの人たちが社会に出てくるきっかけとならないかということをおは一番の今回の質問の主体にしたいというふうに実は思っているということで、そういうeスポーツ施設があれば、どうですか、ひきこもっている方に対して、ちょっと働いてみる気ありませんかとかいうような働きかけも場合によっては可能だろうということで、ひきこもり対策に対してeスポーツが果たす役割について御見解があればお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ひきこもり対策ということで議員のほうからお話ありましたが、先ほど教育長のほうの答弁でもごさいましたが、eスポーツ、今年度生涯学習センター講座で実施するというごさいまして、その理由として、ひきこもり対策というのもこれをきっかけづくりとして有用ではないかということで考え

ているところでございます。

ただ、これ、全国的にも最近はこのeスポーツの講座というのは徐々に実施するようになっておまして、どこまで効果が現れるかというのはこれ何年か継続してやってみないと分からないところではございますが、そういう効果にも着目して継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 ぜひですね、例えばこれで劇的によくなるだろうなんという私は思いを持ってこれ言っているわけではなくて、一つのきっかけ、取組みの一つとしてぜひこれをやっていただけるとありがたいなという思いを持っております。

そして、例えば世代間の交流についてというのも、実はこの取組みの大きな狙い、例えば今子育ての問題やいろんな社会の問題を解決するに当たって、一つのところが一つの取組みをやってということと解決する問題ではなくて、世代間がそれぞれの世代を理解するとか、あるいはそれぞれの世代にどういう施策が必要なのかということを考える、総合的に考えるということが非常に大事な時代になっていると思います。

それで、その世代間の交流に当たって、例えばシニア世代がやるものにジュニア世代や現役世代が寄り添うというのは非常に難しい。例えば、ゲートボールやそういったグラウンドゴルフなどに孫や現役世代と一緒に入るとするのは非常に難しいけども、いわゆるeスポーツならば、孫と一緒に連れて行って孫と一緒に遊ぶ中で世代間の交流が生まれたり、あるいは現役世代の方がそういう場所で働くことによって、シニア世代と交流を持ちながら、あるいはeスポーツを指導したり指導されたりする関係の中からその立場が今度は逆転したりですね、いろんなその世代間の交流が新たに生まれる可能性があるんです。ですから、これを、何というんでしょう、子育ての問題やら様々な問題を解決するための出発点というんですかね、そういうのにしていただくとありがたいというふうに考えているんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問に対してお答えいたします。

昨年度にも、教育長答弁でございましたとおり、eスポーツの体験講座というのを実施して、そこではかなり幅広い世代の方がですね、参加して実施していたという形になります。そこで交流が図られていたとは思っております。今回このeスポーツ講座の実施の理由としましては、教育長答弁でもございましたとおり多世代間の交流というのがございます。もともとORIGAMIプラザのコンセプトとしても多くの世代での交流というのが一つございます。そういうところですね、やはりeスポーツをあまり経験のないですね、高齢の方に例えばこういう若年層の方が教える、そこでやはり自分が得意なことを教えることによって相手が学んでいくということで、何でしょうね、アイデンティティーというのが芽生えていけばというようなことも考えての実施でございますので、これは継続して、繰り返しますが、継続して実施して、こういうですね、どれだけ有用性があるかというのは見ていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 続いて、むかしなつかし館についてなんですけども、これは町の観光協会がいわゆる管理運営をしている施設かと思います。できた当初からですね、実は私は物すごく面白い、何というんでしょうね、いい取組みだなというふうに思っていました。場合によっては、昔懐かしむ人たちはお年寄りというか我々世代のはずで、孫との交流とかそういうのも生まれるのかなんというふうに見ていたんですが、様子を今現在見ていると、やはり集まっているのは小学生、昔を懐かしんでいるふうはないですね、正直言って。要するに、今を楽しんでいる人たちが集まっているわけです。

私、他の団体の取組みに干渉しようという気持ちはさらさらありません。ただ、むかしなつかし館が果たしている役割と、どうも世代間の交流のものとはちょっと別に考えなくちゃいけないんじゃないかと。しかし、むかしなつかし館と、他に何かeスポーツに限らずですね、未来につながっていくような世代間の交流ができるような場所、それをつくってはどうかかなというのをちょっと個人的に考えたわけです。例えば、皆さん笑わないでほしいんですが、むかしなつかし館に対抗して未来つながり館とかですね、笑っている方が何人かいるかと思いますが、未来つながり館というようなものももしあったとして、そこには例えばeスポーツの施設があったり、例えば他の何か未来につながっていくような人が集えるようなものがあったりして、そういうことが可能だったらということなんです。これはなかなか答えにくい分野ではあるかと思うんですけども、今後、何かむかしなつかし館があって、なおかつ他に何かもう一つというような、そんな計画のようなものの検討の余地があるかどうか。これは難しいですか。

○議長【稲川 洋君】 隅内議員に申し上げます。隅内議員の通告については、eスポーツに関連することですので、それらに限定するというところでよろしいですか、答弁は。

○1番【隅内和男君】 分かりました。それでは、これについては引込めさせていただきます。

続いて、二つ目の質問に入らせていただいでよろしいでしょうか。

「ORIGAMIのまち かみのかわ」の今後の展開についてということです。1番目として、「ORIGAMIのまち かみのかわ」の定着度、そして認知度は十分と考えられているかどうか。

そして二つ目、ORIGAMIプラザの完成オープニングが5月の頭に行われましたけども、これは大変大きな節目であったというふうに思います。立派な式典であったと思います。一段落として、このオープニングを一段落として取組みが落ち着くのか、そして更なる定着と認知度を高める活動のスタートと位置づけるのかということをお聞きしたいと思います。

三つ目です。折り紙を折る行為は、多くの場面、学校や女性団体の取組み等で行われていると思うが、その行為に意味を持たせるといふ考えはあるか。例としては、災害の復旧を祈るとか、戦争や紛争の終息を願いながら折るとかですね、そういったことに当たるかと思いますが、そういうことがあるのかどうかということです。

そして、四つ目です。農作物を中心とした物産と「折り紙付き」の意味。昔からですね、「折り紙付き」という言葉には「絶対に間違いないと保証する」という意味合いがあって、例えば美術品だとかそういうものに折り紙というののがつけられて、それから「折り紙付き」という言葉が派生しているかと思

います。それを関連づけて、つまり「ORIGAMIのまち かみのかわ」と、そして折り紙付きという言葉が持っている本来の意味とかそういったものを関連づけて今後連携、コラボしていく可能性や計画はあるかということです。

よろしく申し上げます。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。「ORIGAMIのまち かみのかわ」の定着度や認知度につきましては、これまでに学校教育や高齢者福祉の分野における折り紙の導入、町内の未就学児童、小中学校、高校の児童生徒や、折り紙ボランティアとして町内外の個人、法人など多くの方との協働により折り紙フェスティバルを開催するなど、各事業を進めてまいりました。このような取組みを進めてきた中で、折り紙を通じて上三川町に関心を持っていただき、折り紙作品の寄贈や折り紙を生かした取組みのアイデアを提供いただくなど、新たなつながりが生まれ、関係人口の創出にもつながっております。令和5年度に栃木県庁を会場とした栃木県誕生150年記念県民の日イベントに「ORIGAMIのまち かみのかわ」ブースとして出展した折には、本町がORIGAMIのまちとして進めていることを認知されているという方が多くブースに立ち寄られたと報告を受けており、確実に定着度や認知度の向上が図られていると実感しております。今後も、「ORIGAMIのまち かみのかわ」の更なる定着及び認知度の向上に向けて町内外において広く周知してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。ORIGAMIプラザは、町出身の世界的な創作折り紙作家である吉澤章氏の作品を常設で展示する吉澤章折り紙記念室を有し、折り紙文化の伝承と子育て支援や生涯学習の更なる充実を図るものでございます。現在、まちなかウォークアブル事業として、生沼家住宅の利活用と併せて魅力ある中心市街地づくりを進めており、特に町外からお越しいただいた方などがORIGAMIプラザを起点にまちなかを回遊することで地域の活性化を図るなど、ORIGAMIのまちづくりの拠点として当施設のポテンシャルを最大限に引き出しながら、更なる定着と認知度の向上を図ってまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。本町において、これまでに町内の中学生の協力により、令和3年度には戦争で苦しむウクライナへの平和の祈りを込めた青と黄色の千羽鶴や、コロナ禍において奮闘する医療従事者へ感謝の気持ちを、感謝の思いを込めた折り鶴の制作を、令和4年度にはワールドカップに出場するサッカー日本代表のユニフォームが折り紙をコンセプトとしていたことから、折り紙のユニフォームをまとって戦う日本代表を応援しようと千羽鶴を贈る取組みを行ってまいりました。また、ORIGAMIプラザのオープンに際しては、町商工会女性部の皆様に大変見事な折り紙の花束を制作していただき、まさにオープンに華を添えていただきました。このように、折り紙は平和への祈り、感謝や応援、祝福といった思いを形にし、伝えることができるものと認識しております。なお、町内小中学校におきましては、折り紙が児童・生徒の集中力の向上に効果があるとの評価を得ており、その他にも色彩感覚、想像力、論理的思考力、空間認識能力の向上や、郷土愛の醸成といった特色ある教育環境づくりに折り紙が活用されております。

次に、4点目についてお答えいたします。本町の様々な施策を折り紙と関連づけて「ORIGAMIのまち かみのかわ」をPRしていくことは大変重要であると考えております。一方で、町内で生産された特定の農産物を絶対に間違いがない、「折り紙付き」であると保証することは、明確な認定基準や認定後の品質保持の管理体制など様々な課題があることから、御質問のような計画はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 大変丁寧な御答弁ありがとうございます。

私は、決して「ORIGAMIのまち かみのかわ」の取組みを腐するというか批判するというような、そういう意味合いでの質問でないことをまずお断りしておきますが、先日ですね、やはりこれ5月の20日頃だったんですが、台湾の中学生が日本を訪れて、そして栃木県の日光市、藤原中に来たんですね。そのときに、藤原中の生徒が用意した交流の活動が折り紙なんです。つまり、折り紙というのは簡単に上三川町が独占できるようなそういう文化ではなく、日本の世界に誇る文化だと。ですから、この「ORIGAMIのまち かみのかわ」というからには、それに見合った取組みあるいは実態、そういうものが必要だろうという思いで私はこの質問をさせていただいているということなんです。例えばですね、今まできっかけは、吉澤章さんが生まれた町だと、これ、物すごく大きなきっかけではあるかもしれませんが、その後の活動が「どうしてORIGAMIのまちなの」というふうに言われるようなことではやはりまずいのではないかという思いがあるわけです。この前、立派なORIGAMIプラザの完成の式典があって、これもすばらしい成果ではあるが、これを更に定着させていくというか、認知度を高めていく必要があるだろうということで今日は質問させていただいていると。

今御答弁いただいた農産物等とのコラボ、これについては非常に難しいものがあるというお話でした。何というんですかね、近いうちに予定されている例えば道の駅の構想などとの関連、難しいのは、例えば農協という団体があり、そして農協はJAうつのみややらそういったものの組織の問題があったり様々な問題を抱えていることは私も理解しておりますが、そういった道の駅との、何というんでしょうかね、関連みたいなもの、あれは大体、上三川町を広めていくのに物すごくいい場所なんじゃないかなというふうに思うわけですよ。ですから、そういったことの可能性はいかがなのかということ質問してよろしいですか。議長、よろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 はい、どうぞ。

○1番【隅内和男君】 今の質問大丈夫ですか。では、よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、先ほど議員のおっしゃられたとおり、JAうつのみやに関しましては、どうしても宇都宮という名前が前面に出していますので、実はこちらにつきまして宇都宮市が事務局となりまして宇都宮ブランド協議会というのがございます。こちらは宇都宮市と下野市、上三川町の2市1町、それからJAとか市場関係者、宇都宮の商工会などで組織されているんですが、やはりJAうつのみやにとっては宇都宮を前面に出しているということでございます。

議員がおっしゃられた道の駅との関連ということなんですが、要する道の駅での直売ということによ

ろしいでしょうかね、こちらで例えば販売する際の例えばのぼり旗なりそういったところで、まずキャッチフレーズ的な意味合いで使うということであれば、採用するしないというのはまた別の話ですが、アイデアの一つとして承らせていただければと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 小学校、小学校というか学校での取り組みですが、本郷北小学校においては、神奈川県から栃木県に修学旅行にきた学校の児童が学習ということで学校に寄り、折り紙で児童間の交流を深めたということがございます。それと、今度、今年7月ですね、上三川中学校のほうに中国から交流で中国の生徒が来る予定になっておりますので、その中でも折り紙の体験等を実施できればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 先ほどの議員の御質問の道の駅に関しての部分で、直売所に関しての部分は農政課長のほうからお話があったかと思いますが、道の駅全体の部分ということで所管課としてお答えさせていただきます。

今現在、道の駅に関しましては、基本構想、基本計画をつくっている最中でございます。その中のコンセプト等ですね、この折り紙というキーワードが入ってくるというのは十分可能性としてはあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 生涯学習課といたしましても、折り紙、これからこれを定着させるということで様々な計画を練っている中で、これ、いろいろと、一例ですが、これ以前議会でもお話しさせていただきましたが、来年度には折り紙検定ということで、なかなか行政で折り紙検定なんてやっているところないですし、それで、あとはORIGAMIフェスティバルにつきましては、なるべく作品の公募をですね、今周辺とかに限定させているんですが、それをなるべく広く全国から集めて、大きなフェスティバルにしていくということで、上三川町がそういう折り紙をやっている本当に唯一の自治体だというようなことをですね、アピールできるような、そういうイベント等をですね、実施していきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、もう一つ質問をさせていただきたいと思います。

折り紙を折るという行為に意味を持たせるということがありましたが、例えば世界平和だとか災害の復旧復興だとか、そういったものを祈りながら折る、これはまさしく折り紙を折るという行為に意味を持たせるという行為だと思います。

結局ですね、なぜそういうことが必要かといったら、なぜ折らされているのか分からないという活動

はほとんど意味をなさない、むしろ新たなごみをつくっているようなものじゃないかというような意地悪な指摘をされる方だっていると思うんですね。例えば、「折り紙折って、結局それ、ごみになっちゃうんじゃないか」という、そういうことを言う方もいる。折り紙を折るに当たって、例えば意味を持たせると同時に、再利用される資源ごみ的な紙、要するに今ペーパーレスの時代をどう生きていくかみたいなそういう時代の中で、どうしても必要なペーパー、そういうものを再利用する前に、ちょこっと折ってその資源ごみの上にちゃんと載せるというような、そういう発想ですね。これ実は、自分のこの取組み、資源の再利用の取組みがこの地球全体の環境に寄与するんだという意識、そういう意識を持たせるために資源のごみの一部を使って、ごみというかペーパーですね、それを使って折ってちょっと添えるというようなそういう活動とかですね、そんなことも考えられると思うんですが、更に折り紙を意味のある行為にしていくための取組み、特に学校教育等において非常に重要なものだと思うので、何か考えていることがあれば御議論願えればと思うんですが、いかがでしょうか。難しいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただ今の質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、ウクライナへの平和の祈りを込めた青と黄色の千羽鶴と、こういったものを作ってお贈りしようと思ったところ、やはりこういうのはちょっとごみになってしまうということで、向こうの大使館に断られたという経緯がございます。で、町内に飾ったということもございますし、また、サッカー日本代表のユニフォームというふうなことでしたが、これも向こうから限定で再生紙でなければならないというふうなことで、ちょっと割高の紙を使わざるを得なかったんですね。ただ、そういったものでも作って受け入れていただけたという事実もございます。また、コロナ禍において中学校なんかで医療従事者への感謝をまた込めた千羽鶴を折ってそれをお贈りするというふうなことを子どもたちがしたようでございます。

議員おっしゃるとおり、応援や感謝、そういった意味を添えた折り紙をするということも大変意味があることだと、意義があることだとは十分理解しております。ただ、人によってはそれがこちらの思いが必ずしも受け入れられるという場合ではないということもあるということ踏まえながら考えていきたいなというふうなところでございます。

また、学校においてはそういう意味づけをした折り紙をすることが必要だというふうな話がございますが、今学校の教育課程の中にこれを1時間、2時間ほど全学年で折っていただくというふうなことを令和3年度から教育課程の中に実践させていただいているところでございます。折り紙に親しみ、そして子どもたちが楽しみ、なおかつ地元への愛着が図れる、そして自分たちでもこういったものができるというふうな喜びを持てる、自信を持てる、そういった折り紙学習というのが、この子たちが大きくなったら、更に折り紙のまちづくりの普及者、発展者として育っていつてくれるのかなというふうな思いもございます。

以上、ちょっとまとまらない答弁になりましたが、以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それでは、もう一つ質問をさせていただきます。

様々な思いを込め、そして折り紙を折るという行為に意味を持たせ、そして、それが例えばおじい

ちゃんと孫が一緒になって折ったとか、そういう交流の場面もつくれ、ただ、その成果である折り紙を最終的にどう生かすかというところですね。それについてちょっと質問させていただきたいんですが、例えば中学生は3年生のときに修学旅行に行きます。その修学旅行に行くに当たって、今現在は京都、奈良方面が中心になっているわけですね。ほんのちょっと足を伸ばすと広島というところには平和記念公園という、これは本当、人類の本当に悲劇の歴史をそこに込めた、そういう施設だと思んですが、そこにできた鶴なり何なりを束ねて持っていくと。ただ、修学旅行のときにとというのが難しければ、例えば各世代の代表の人、例えばシニアクラブの人の代表、あるいは現役世代、役場の職員の方、あるいは子ども世代、その中から代表を1人ずつぐらい選んで、そして長期休業中にそのできた成果であるものを平和記念公園等に奉納してくると。まさか広島では、それはごみになるから持ってくるなどとは言わないような気がするんですけど、そんな取組みの可能性はいかがでしょうかということで御見解を伺いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただ今、修学旅行というふうな話がございました。修学旅行は学校行事なものですから、私ども教育委員会がどうこうというふうなことではなく、学校がその旅行の目的であったり狙いであったり、そういったものの中に広島というのが入るのであれば学校独自で考えるものというふうに認識しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 修学旅行についてはもう今の御答弁で十分なんですけども、世代間の代表、世代の代表が成果物である折り紙を持って広島のほうにというようなことについてはいかがでしょうか。何か困らせる質問ばかりで申し訳ないんですけども、御見解を伺いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 広島へ折り紙を持っていくというお話でございますが、平和記念公園の原爆の子の像には国内外から年間1,000万羽の折り鶴が届き、処分に多大な経費負担が生じているとの報道もございました。近年では、折り鶴に託された思いを昇華させるための方策として、再生して利用する取組みなどが行われているということで聞き及んでいるところでございます。そちらも大変な苦勞の末、また多くの市民の参画により実現していることということで聞き及んでいます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 何かちょっと寂しい感じがする話なんですけども、私も教員を、これ何回も言いますが、長く続けてきて、子どもの中で起きています現実というのは数年後、数十年後に社会に起きる現象になると。本当に、例えば学校で教員に対する暴力などが出てくると、ちょっと時期を遅らせて社会の中で様々な今だとカスタマーハラスメント的なやつとかですね、そういったことにつながっていくと。ぜひですね、今学校教育の場で起きていることに注目していただいて、これからの社会で起きそうなことを予測して、そしていい世の中、みんなが集まって住み続けたい町を目指してですね、私も微力ながらいろいろ意見を述べさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 一般質問途中ではありますが、本日はこれにて延会といたします。
なお、明4日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時00分 延会